



危険ドラッグについて

政策委員（南区支部） 吉田 拓

危険ドラッグとは、法律・条例などに基づく取締りの対象外である、麻薬と同様の効果を持ち、脱法ドラッグ、合法ドラッグ、脱法ハーブなどと呼ばれていたが、今年の7月22日、警察庁と厚生労働省が新たな統一名称を公募した中から「危険ドラッグ」に決定された。有名なものとして「ラッシュ」「スパイス」「マジックマッシュルーム」などがあり、ハーブ・お香・バスソルト・研究用試薬・観賞用といった名目で売られていることが多い。05年2月に「事実上人体への摂取が目的とされていると判断される場合は、薬事法上の無承認・無許可医薬品として取締りの対象とする」ことが通達され、07年4月にも取締り強化のため薬事法が改正された。さらに13年3月、成分が類似している薬物を包括的にとらえ「指定薬物」として取締り可能となった。しかし、合法的な新物質を使った危険ドラッグが次々と販売されており、危険ドラッグにより救急搬送された患者数は、10年1人、11年48人、12年469人と激増している。14年6月には、東京・池袋の繁華街で危険ドラッグを摂取した男の運転する車が歩道を暴走し1人死亡・7人が重軽傷を負うなど、重大事件も続発しており、大きな社会問題となっている。

アメリカでも、「ニセ大麻」と呼ばれる脱法ハーブが出回り、その後「バスソルト」などと呼ばれる中枢神経興奮作用のある脱法ドラッグも加わり、青少年に多くの健康被害が発生している。しかも、こうした脱法ドラッグが、ガソリン・スタンドやコンビニ店など、若者が日常的に立ち寄る店でも販売されていた。各州では、2010年ころから順次、これら脱法ドラッグに対する規制策の導入が相次ぎ、米連邦レベルでも2011年3月にハーブ製品に使われる合成カ

ンナビノイド、同年10月には「バスソルト」に使われる合成カチノン類に対する規制措置が導入されている。ところが、規制が開始されたにもかかわらず、現在の日本と同じように使用する成分をわずかに変更して規制をすり抜けた製品が供給され、相変わらず街には脱法ドラッグが横行し、健康被害は一向におさまる気配がなかった。こうした現状に、もっと厳しい取締りを求める声があがり、脱法ドラッグ規制を見直す州が出始めた。

違法薬物の使用率をみると、アメリカ47%、イギリス36%、オーストラリア38%となっており、日本は3%である。先進国の中では奇跡と言われていたが、ここ数年の状況をみると欧米に近づいていくのではと危惧される。札幌においても精神科救急現場で実際に遭遇する機会は確実に増加しており、症状も重篤であり自傷他害の恐れが切迫した状況で関わることが多い。不適切な言い方になるかも知れないが、大麻の方がずっと安全な印象であり、取締りをすり抜けることでより恐ろしい薬物に成長しているのが実情である。緊急かつ抜本的な対策が必要である。

対策は三つに大別できる。一つ目は取締りの強化である。アメリカやカナダでは、似たような作用を体に及ぼすのであれば、ひとまず規制し、摘発する制度がとられ、薬物の危険度については、裁判できちんと審理することになった。イギリスでは、早い段階でとりあえず製造や販売を禁止する「一時的禁止」という制度が導入され、それから毒性などを調べて、危険だと分かれば改めて規制することになった。日本では規制をかけるまで半年程度かかってしまうため、種類は違っても、幻覚や興奮作用など、

似たような作用を引き起こす薬物をすべて「有害ドラッグ」などとして、まとめて取り締まる法律を作ることは時間短縮に伴う拡散の防止の面で有効と思われる。

二つ目は啓蒙である。危険ドラッグは、20代の若者を中心に、高校生などにも広がっていく。ドラッグの恐ろしさを認識し、絶対に手を出さないことはもちろん、子どもや若者に、危険性を教えていくことが重要である。日本医師会綱領の第一項「日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。」にあるように医師会としても積極的に啓蒙活動に参加することが必要である。日本薬剤師会などは数年前からマスコミと連携し啓蒙活動を行っているが、日本医師会は私が知る限りなんら活動を行っておらず出遅れている感が否めない。医師の専門家集団として国民に積極的にドラッグの恐ろしさを伝えていくことや、途方に暮れている家族への相談・支援業務や専門施設への紹介などの活動を行っていくことで日本医師会が国民から支持を得ていくことにつながり、医師会の推奨する他の分野の政策に関し

ても、理解や興味を示してくれるようになるものと期待する。

三つ目は、最も重要であるが危険ドラッグ中毒者の治療・回復である。新規の薬物使用は実際の臨床現場での体験でも感じるが、既に中毒者になっている者からの誘いによって使用を始めることがほとんどである。中毒者の治療・回復に力を入れることは危険ドラッグの最も効果的な拡散防止につながるとと思われる。残念ながら我が国では、専門の治療施設は極端に少ない状況にある。ダルクなどのリハビリ施設への公的助成の強化や薬物依存患者を積極的に受け入れている病院などに診療報酬上のインセンティブを与えるなどの対策が有効と思われる。

我が国の治安が比較的良好に保たれていたのは違法薬物の使用者が先進国の中で奇跡と言われていたほど少なかったことと関係があるのは明らかである。取締りの強化だけではここ数年の経過をみても限界があり、上述の対策が速やかになされることを強く期待したい。

(ときわ病院)